

平成十二年建設省告示第千六百五十五号

最終改正：平成十四年八月二十日

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十二條第一項の規定に基づき、住宅型式性能認定の対象となる住宅又はその部分を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

住宅型式性能認定の対象となる住宅又はその部分を定める件

住宅の品質確保の促進等に関する法律第二十二條第一項の住宅型式性能認定の対象となる住宅又はその部分は、新築住宅又はその部分のうち、それぞれ次に掲げるものとする。

- 一 住宅 日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の別表1の(い)項に掲げる表示すべき事項の一について、同表の(は)項に掲げる表示の方法による性能の表示ができるもの
- 二 住宅の部分 日本住宅性能表示基準の別表1の(い)項に掲げる表示すべき事項の一について、同表の(は)項に掲げる表示の方法による性能の表示ができないもの

平成十二年建設省告示第千六百五十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十五条第一項の規定に基づき、規格化された型式の住宅の部分又は住宅を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

規格化された型式の住宅の部分又は住宅を定める件

住宅の品質確保の促進等に関する法律第二十五条第一項の規格化された型式の住宅の部分又は住宅は、それぞれ次に掲げるものとする。

- 一 規格化された型式の住宅の部分 平成十二年建設省告示第千六百五十五号第二号に定める住宅の部分で、当該住宅の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、据付工事に係る工程以外の工程が工場において行われるもの
- 二 規格化された型式の住宅 平成十二年建設省告示第千六百五十五号第一号に定める住宅で、当該住宅に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該住宅の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

平成十二年建設省告示第千六百五十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十七条第二号（同法第二十八条第二項（同法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、品質保持に必要な技術的生産条件に係る技術的基準を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

品質保持に必要な技術的生産条件に係る技術的基準を定める件

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条第二号（法第二十八条第二項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する品質保持に必要な技術的生産条件に係る技術的基準は、次のとおりとする。
  - 一 別表の(イ)欄に掲げる製造設備を用いて製造されていること。
  - 二 別表の(ロ)欄に掲げる検査が同表の(ハ)欄に掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。
  - 三 製造設備が製造される型式住宅部分等の品質及び性能を確保するために必要な精度及び性能を有していること。
  - 四 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。
  - 五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。
    - イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。
      - (1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。
        - (イ) 製品の品質、検査及び保管に関する事項
        - (ロ) 資材の品質、検査及び保管に関する事項
        - (ハ) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
      - (二) 製造設備及び検査設備の管理に関する事項
      - (ホ) 外注管理に関する事項
      - (ヘ) 苦情処理に関する事項
    - (2) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。
  - ロ 製品及び資材の検査並びに保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- 八 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。
  - (1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。
  - (2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。
  - (3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。
- 二 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。
- ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- ヘ 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト 製品の管理、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。

イ 次に掲げる方法により、品質管理の組織的な運営が図られていること。

(1) 品質管理の推進が工場等の経営指針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 工場等における品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。

ロ 工場等において、品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

(1) 品質管理に関する計画の立案及び推進

(2) 社内規格の制定、改正等についての統括

(3) 製品の品質水準の評価

(4) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整

(5) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

(6) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進

(7) 外注管理に関する指導及び助言

2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Z九九〇二の規定に適合していること。

二 前項第一号から第四号まで及び第六号ロの基準に適合していること。

三 製造をする住宅型式部分等の型式に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について型式に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

別表

(い)	(ろ)		(は)
製造設備	検査		検査設備
一 切断等加工設備	受入検査	一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であることを納品書又は検査、試験成績書等の書類により確認する。	限度見本等 寸法測定器具
二 溶接等接合設備(接合を行う場合に限る。)		二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを確認するとともに、資材等が所定の寸法であることを測定により確認する。	
三 塗装・防錆処理設備 (塗装・防錆処理を行う場合に限る。)			
四 組立設備			

	工程内検査	<p>一 加工部材等の外観検査及び寸法検査</p> <p>加工部材等に欠陥がないことを確認するとともに、加工部材等が所定の寸法であることを測定により確認する。</p>	<p>限度見本等</p> <p>寸法測定器具</p>
		<p>二 接合部の外観検査及び強度検査（接合を行う場合に限る。）</p> <p>接合部に欠陥がないことを確認するとともに、接合部が所定の強度を有することを定期的に試験により確認する。</p>	<p>限度見本等（接合部の外観検査を行う場合に限る。）</p> <p>計測装置（接合部の強度検査を行う場合に限る。）</p>
		<p>三 組立後の外観検査及び寸法検査</p> <p>所定の位置等に加工部材等が取付けられていることを確認するとともに、所定の寸法通りに組立てられているかを測定により確認する。</p>	<p>寸法測定器具</p>
	最終検査	<p>一 製品の外観検査及び寸法検査</p> <p>製品に欠陥がないことを確認するとともに、製品が所定の寸法であることを測定により確認する。</p>	<p>限度見本等</p> <p>寸法測定器具</p>
		<p>二 製品の作動検査（作動を伴う型式住宅部分等に限る。）</p> <p>製品が所定の作動をすることを検査又は測定により確認する。</p>	<p>測定機器等</p>

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第四十一条第二項（同法第四十一条第三項において準用する第十一条第二項並びに第五十条第二項及び同項において準用する第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定住宅型式性能認定機関等の指定等の区分を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

指定住宅型式性能認定機関等の指定等の区分を定める件

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四十一条第二項（法第四十一条第三項において準用する第十一条第二項並びに第五十条第二項及び同項において準用する第十一条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める区分は、行おうとする処分について次に掲げるものとする。
  - 一 法第二十二条第一項に規定する住宅型式性能認定及び同条第三項の規定による公示を行う者としての法第三十九条第一項の規定による指定
  - 二 法第二十二条第一項に規定する住宅型式性能認定及び同条第三項の規定による公示を行う者としての法第三十九条第三項の規定による承認
  - 三 法第二十五条第一項の認証、法第二十八条第一項の認証の更新及び法第二十五条第三項の規定による公示を行う者としての指定
  - 四 法第三十七条第一項の認証、同条第二項において準用する法第二十八条第一項の認証の更新及び法第三十七条第二項において準用する法第二十五条第三項の規定による公示を行う者としての法第三十九条第一項の規定による指定
  - 五 法第三十七条第一項の認証、同条第二項において準用する法第二十八条第一項の認証の更新及び法第三十七条第二項において準用する法第二十五条第三項の規定による公示を行う者としての法第三十九条第三項の規定による承認
- 2 前項各号に掲げる指定又は承認の申請は、次に掲げる日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の別表1の(イ)項に掲げる表示すべき事項の区分を明らかにして行うものとする。
  - 一 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）
  - 二 耐震等級（構造躯体の損傷防止）
  - 三 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
  - 四 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
  - 五 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
  - 六 基礎の構造方法及び形式等
  - 七 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）
  - 八 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）
  - 九 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）
  - 十 脱出対策（火災時）
  - 十一 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））

- 十二 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））
- 十三 耐火等級（界壁及び界床）
- 十四 劣化対策等級（構造躯体等）
- 十五 維持管理対策等級（専用配管）
- 十六 維持管理対策等級（共用配管）
- 十七 省エネルギー対策等級
- 十八 ホルムアルデヒド対策（内装）
- 十九 換気対策
- 二十 単純開口率
- 二十一 方位別開口比
- 二十二 重量床衝撃音対策
- 二十三 軽量床衝撃音対策
- 二十四 透過損失等級（界壁）
- 二十五 透過損失等級（外壁開口部）
- 二十六 高齢者等配慮対策等級（専用部分）
- 二十七 高齢者等配慮対策等級（共用部分）

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十五条第二項及び同項において準用する第十一条第二項並びに第六十条第二項及び同項において準用する第十一条第二項において準用する第四十一条第二項の規定に基づき、指定試験機関等の指定等の区分を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

指定試験機関等の指定等の区分を定める件

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第五十五条第二項及び同項において準用する第十一条第二項並びに第六十条第二項及び同項において準用する第十一条第二項において準用する第四十一条第二項の国土交通大臣が定める区分は、行おうとする処分について次に掲げるものとする。
  - 一 法第五十三条第二項の試験を行う者としての同項の規定による指定
  - 二 法第五十三条第五項の試験を行う者としての同項の規定による承認
- 2 前項各号に掲げる指定又は承認の申請は、次に掲げる日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の別表1及び別表2 1の(い)項に掲げる表示すべき事項の区分を明らかにして行うものとする。
  - 一 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）
  - 二 耐震等級（構造躯体の損傷防止）
  - 三 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
  - 四 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
  - 五 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
  - 六 基礎の構造方法及び形式等
  - 七 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）
  - 八 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）
  - 九 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）
  - 十 脱出対策（火災時）
  - 十一 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））
  - 十二 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））
  - 十三 耐火等級（界壁及び界床）
  - 十四 劣化対策等級（構造躯体等）
  - 十五 維持管理対策等級（専用配管）
  - 十六 維持管理対策等級（共用配管）
  - 十七 省エネルギー対策等級
  - 十八 ホルムアルデヒド対策（内装）
  - 十九 換気対策
  - 二十 室内空気中の化学物質の濃度等
  - 二十一 単純開口率
  - 二十二 方位別開口比

- 二十三 重量床衝撃音対策
- 二十四 軽量床衝撃音対策
- 二十五 透過損失等級（界壁）
- 二十六 透過損失等級（外壁開口部）
- 二十七 高齢者等配慮対策等級（専用部分）
- 二十八 高齢者等配慮対策等級（共用部分）
- 二十九 現況検査により認められる劣化等の状況
- 三十 特定現況検査により認められる劣化等の状況（腐朽等・蟻害）

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項の規定に基づき、設計住宅性能評価のために必要な図書を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

設計住宅性能評価のために必要な図書を定める件

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第一項の設計住宅性能評価のために必要な図書は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該図書においては同表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。

図書の種類	明示すべき内容
自己評価書	評価項目毎の自己評価結果
設計内容説明書	自己評価の根拠となる設計内容
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び設備配管に係る外部ますの位置
仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種別（該当する規格等を含む。）寸法及び取り付け方法
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途（高齢者等の利用を想定した一の寝室の位置を含む。）壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱の位置、開口部の位置及び構造、延焼のおそれのある部分の外壁の構造、居室、出入口、廊下及び階段の寸法、階段の構造、段差の位置及び寸法、配管取出口及び縦管の位置、空調ダクトの位置、点検のための開口及び掃除口の位置、換気孔の位置並びに設備及び器材の種別
二面以上の立面図	縮尺並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置
断面図又は矩計図	縮尺、床の高さ、各階の天井高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに外壁、屋根、天井、小屋裏、床、床下及び基礎の構造
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各部詳細図	縮尺並びに各部の材料の種別及び寸法
各種計算書	構造計算その他計算を要する場合における当該計算の内容

第二 第一の表の上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三 第二の場合において、当該図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、第一の規定にかかわらず、当該図書は、設計住宅性能評価のために必要なものではないものとする。

第四 規則第三条第一項に規定する変更設計住宅性能評価の申請をしようとする場合にあっては、同項の設計住宅性能評価のために必要な図書は、第一の表の上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る住宅の設計住宅性能評価書又はその写しとする。

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第二項の規定に基づき、住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第二項の住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項は、次の各号に掲げる住宅性能評価に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 設計住宅性能評価及び新築住宅に係る建設住宅性能評価 日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の別表1の(い)項に掲げる表示すべき事項のうち、次に掲げるもの以外のものとする。
  - イ 重量床衝撃音対策
  - ロ 軽量床衝撃音対策
  - ハ 透過損失等級（界壁）
  - ニ 透過損失等級（外壁開口部）
  - ホ 室内空気中の化学物質の濃度等
- 二 既存住宅に係る建設住宅性能評価 日本住宅性能表示基準の別表2 - 1の(い)項に掲げる表示すべき事項のうち、次に掲げるものとする。
  - イ 現況検査により認められる劣化等の状況
  - ロ 高齢者等配慮対策等級（共用部分）の住宅性能評価の申請を行う場合にあっては、高齢者等配慮対策等級（専用部分）
  - ハ 共同住宅等について高齢者等配慮対策等級（専用部分）の住宅性能評価の申請を行う場合にあっては、高齢者等配慮対策等級（共用部分）

平成十四年国土交通省告示第七百二十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第五条第一項の規定に基づき、建設住宅性能評価のために必要な図書を次のように定める。

平成十四年八月二十日

国土交通大臣 林 寛子

#### 建設住宅性能評価のために必要な図書を定める件

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第五条第一項の建設住宅性能評価のために必要な図書は、次の各号に掲げる申請に係る住宅の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

##### 一 新築住宅

- イ 同規則第三条第一項に規定する設計評価申請添付図書（当該住宅に係る設計住宅性能評価に要したものに限る。）
- ロ 当該住宅の建設住宅性能評価において用いるべき評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第四の二(3)の施工状況報告書の様式
- ハ 当該申請に係る住宅の建設住宅性能評価書又はその写し（同規則第五条第一項に規定する変更建設住宅性能評価の申請をしようとする場合に限る。）

##### 二 既存住宅

- イ 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
  - ロ 同規則第一条第十二号に掲げる住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項に関する申告書
  - ハ 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、指定住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
- 二 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、同規則第十四条第一項第二号イ若しくは第三号ロに掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第十五条第五項の規定に基づき、評価員登録簿等に関し必要な事項を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

評価員登録簿等に関し必要な事項を定める件

第一章 登録

（登録の申請）

第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十五条第一項の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、同項の規定により国土交通大臣の指定を受けた者（以下「指定登録機関」という。）に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日、住所及び本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名）
- 二 規則第十五条第一項第一号から第三号までのいずれに該当する者であるかの別
- 三 住宅性能評価を行おうとする住宅の種別

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 二 規則第十五条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であることを証する書類
- 三 規則第十五条第二項の講習を受けたことを証する書類

（登録）

第二条 指定登録機関は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を評価員登録簿に登録し、かつ、その旨を証する書面（以下「登録証」という。）を交付しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

（登録の拒否）

第三条 指定登録機関は、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は次に掲げる法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「法」という。）
  - ロ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
  - ハ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）

四 第八条第四号又は第五号の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者

五 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者  
(登録の更新)

第四条 前三条の規定は、登録の更新について準用する。

(変更の登録)

第五条 規則第十五条第一項の登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、第一条第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

(登録証の再交付)

第六条 登録者は、登録証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、登録証の再交付を指定登録機関に申請することができる。

(死亡等の届出)

第七条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、指定登録機関にその旨を届け出なければならない。

- 一 死亡したとき。 相続人
- 二 第三条第二号に該当するに至ったとき。 後見人又は保佐人
- 三 第三条第三号又は第五号に該当するに至ったとき。 本人

(登録の消除)

第八条 指定登録機関は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、登録を消除しなければならない。

- 一 本人から登録の消除の申請があったとき。
- 二 前条の規定による届出があったとき。
- 三 前条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 四 不正な手段により登録を受けたとき。
- 五 法第十二条第四項の規定による命令に基づき評価員を解任されたとき。

(登録料)

第九条 登録を受けようとする者は、手数料として一万二千円を指定登録機関に納付しなければならない。

2 登録の更新を受けようとする者は、手数料として一万二千円を指定登録機関に納付しなければならない。

## 第二章 指定登録機関

(指定)

第十条 規則第十五条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録の業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 登録の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 定款又は寄付行為
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で登録の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
- 四 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類

- 六 事務所の所在地を記載した書類
- 七 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 八 登録の業務の実施に関する計画を記載した書類
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

(指定の基準)

第十一条 国土交通大臣は、指定を受けようとする者が、登録の業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する等登録の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(指定の公示等)

第十二条 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定登録機関の名称及び住所並びに登録の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指示)

第十三条 国土交通大臣は、登録の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録の業務に関し監督上必要な指示をすることができる。

(業務の休廃止)

第十四条 指定登録機関は、登録の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により登録の業務の全部を廃止しようとする届出があったときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し)

第十五条 国土交通大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第十一条に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 二 第十二条第二項の規定に違反したとき。
- 三 第十三条の規定による指示に従わなかったとき。
- 四 登録の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
- 五 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(登録簿の引き継ぎ)

第十六条 指定登録機関は、第十四条の規定により登録の業務を廃止したとき又は前条の規定により指定を取り消されたときは、登録簿を国土交通大臣に引き継がなければならない。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日に関し現に評価員登録簿に登録を受けている者については、住宅性能評価を行おうとする住宅の種別が新築住宅である旨の登録を受けている者とみなす。

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第十五条第六項の規定に基づき、評価員に係る講習の実施要領を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

## 評価員に係る講習の実施要領を定める件

### 第一 指定講習の科目及び時間

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第十五条第二項に基づき国土交通大臣の指定を受けた講習（以下「指定講習」という。）の科目及び時間は、次に掲げるものとする。

#### 1 指定講習の科目

登録を行おうとする住宅の種別が新築住宅である者が受講すべき指定講習の科目にあっては次の第一号から第三号までに掲げるものとし、登録を行おうとする住宅の種別が既存住宅である者が受講すべき指定講習の科目にあっては次の第一号から第五号までに掲げる科目とする。

一 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の概要に関する科目

二 新築住宅に係る住宅性能評価の適正な実施のための以下に掲げる科目

イ 評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の内容（新築住宅に係るものに限る。）

ロ 設計住宅性能評価の方法

ハ 建設住宅性能評価の方法（新築住宅に係るものに限る。）

三 第一号及び第二号に掲げる科目の理解を判定するための考査

四 既存住宅に係る住宅性能評価の適正な実施のための以下に掲げる科目

イ 評価方法基準の内容（新築住宅に係るものを除く。）

ロ 建設住宅性能評価の方法（新築住宅に係るものを除く。）

五 第四号に掲げる科目の理解を判定するための考査

#### 2 指定講習の時間

指定講習は、当該講習を受講する者の利便、負担等を考慮しつつ、当該講習による知識の習得等が円滑かつ効果的に図られるよう、原則として、前項第一号から第三号までの科目を扱うものにおいて講習時間はおおよそ二十時間で、三日以内で修了するものとし、同項第四号及び第五号の科目を扱うものにおいて講習時間はおおよそ七時間で、一日以内で修了するものとする。

### 第二 指定講習の実施頻度

指定講習を実施する者（以下「実施法人」という。）は、指定講習を全国的な規模において毎年一回以上実施するものとする。

### 第三 講師の選任

実施法人は、第一第一項各号に掲げる科目を教授するのに適当と認められる講師を選任し、当該講師に指定講習を教授させることとする。

### 第四 講習実施計画書等の提出

1 実施法人は、指定講習を実施するときは、あらかじめ当該講習の実施日、実施会場の名称及び所在地、

講師の氏名及び略歴その他当該講習の実施に関する事項を記載した講習実施計画書並びに当該講習を実施する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書を、国土交通大臣に提出するものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書は指定講習に係る事項と他の事業に係る事項とを区別して記載したものとする。

#### 第五 指定を受けた旨の表示

実施法人は、指定講習を実施するときは、指定を受けたものであることを表示するものとする。

#### 第六 指定講習の修了証明

実施法人は、指定講習を修了した者に対して、その者が指定講習を受講した者であることを証する講習修了証明書を発行するものとする。ただし、当該実施法人の職員に対して発行してはならないものとする。

#### 第七 指定講習の実施結果の報告

実施法人は、指定講習を実施したときは、三月以内に次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に報告するものとする。

- 一 指定講習の実施年月日
- 二 指定講習の実施地
- 三 指定講習の受講申込者数
- 四 指定講習を修了した者の数
- 五 第一第1項各号に規定する指定講習の科目

#### 第八 その他指定講習の実施に関し必要な事項

- 1 実施法人は、指定講習を開催しようとするときは、指定講習を実施する日時、場所その他指定講習の開催に関し必要な事項を、あらかじめ周知するものとする。
- 2 受講料は、適当と認められる額でなければならない。

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第十五条第七項の規定に基づき、評価員に係る講習の指定に関し必要な事項を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

評価員に係る講習の指定に関し必要な事項を定める件

（指定の申請）

第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第十五条第二項に規定する講習の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
  - 二 指定を受けようとする講習の名称、目的及び対象者
  - 三 指定を受けようとする講習の実施頻度、実施時期及び実施期間
  - 四 指定を受けようとする講習の実施地に関する事項
  - 五 指定を受けようとする講習の科目及び時間
  - 六 講師の選任の方針に関する事項
  - 七 指定を受けようとする講習の修了に関する事項
  - 八 受講料に関する事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 定款又は寄付行為
  - 二 役員の氏名及び略歴を記載した書類
  - 三 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - 四 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
  - 五 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 六 指定を受けようとする講習において使用するテキスト又はその作成要領を記載した書類
  - 七 その他参考となる事項を記載した書類
- 3 前項第五号に掲げる書類は、指定を受けようとする講習に係る事項と他の事業に係る事項とを区別して記載したものでなければならない。

（変更の承認等）

第二条 指定を受けた講習（以下「指定講習」という。）を実施する者（以下「実施法人」という。）は、指定講習について、前条第一項第二号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の内容、時期及び理由を記載した変更承認申請書を国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 実施法人は、前条第一項第一号に掲げる事項の変更又は同条第二項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる書類に関する変更をしたときは、二週間以内にその変更の内容及び時期を記載した変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（表示の制限）

第三条 実施法人は、その行う指定講習以外の講習について、指定を受けていないのに、指定を受けた講習であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(国土交通大臣の指示等)

第四条 国土交通大臣は、指定講習の実施に関し必要があると認めるときは、実施法人に対して必要な事項を指示し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(廃止の届出)

第五条 実施法人は、指定講習を廃止したときは、遅滞なく、その廃止の時期及び理由を記載した廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第六条 国土交通大臣は、実施法人が次のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- 一 指定の取消しを申請したとき。
- 二 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第十五条第八項第二号及び第三号に掲げる基準に適合しない指定講習を実施したとき。
- 四 第二条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
- 五 第二条第二項又は前条の規定による提出をしなければならない場合において、その提出を怠ったとき。
- 六 第三条の規定に違反して、その行う指定講習以外の講習について、指定を受けていないのに、指定を受けた講習であると誤認されるおそれのある表示をしたとき。
- 七 第四条に規定する国土交通大臣の指示又は資料の提出の要求に従わなかったとき。
- 八 指定講習の実施に関し不誠実な行為をしたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定に係る実施法人に対し、指定を取り消した理由を付してその旨を通知するものとする。

(指定等の公表)

第七条 国土交通大臣は、指定を行ったときは、実施法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定講習の名称その他必要な事項を官報で告示するものとする。これらの事項の変更について第二条第一項の規定により承認をし、又は同条第二項の規定により変更届出書を受理したときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、第五条の規定により廃止届出書を受理したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

平成十二年建設省告示第千六百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第二十四条第一項の規定に基づき、住宅型式性能認定のために必要な図書を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

#### 住宅型式性能認定のために必要な図書を定める件

- 第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第二十四条第一項の住宅型式性能認定のために必要な図書は、平成十二年建設省告示第千六百六十号第一の表（以下単に「表」という。）の上欄に掲げるものとし、当該図書においては表の下欄に掲げる内容のうち当該認定に係る事項を明示するものとする。
- 第二 表の上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。
- 第三 第二の場合において、当該図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、第一の規定にかかわらず、当該図書は、住宅型式性能認定のために必要なものではないものとする。

平成十二年建設省告示第千六百六十七号

最終改正：平成十四年四月一日

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第二十七条第一項の規定に基づき、認証のために必要な図書を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

認証のために必要な図書を定める件

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第二十七条第一項の認証のために必要な図書は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅型式性能認定書の写し
- 二 評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第四の二(3)の施工状況報告書の様式のうち当該認証に係る部分で、住宅の部分に係る認証にあつては標章を確認すべき検査が、住宅に係る認証にあつては要しない検査がそれぞれ明示されたもの

第二 第一第二号の図書については、当該図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合においては、これに当該事項を明示することを要しない。

第三 第二の場合において、当該図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、第一の規定にかかわらず、当該図書は、認証のために必要なものではないものとする。

平成十二年建設省告示第千六百六十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第七十条第一項の規定に基づき、構造の安定に関する性能表示事項を次のように定める。

平成十二年七月十九日

建設大臣 林 寛子

構造の安定に関する性能表示事項を定める件

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第七十条第一項の構造の安定に関する性能表示事項は、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）耐震等級（構造躯体の損傷防止）耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）及び耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）とする。